

## <建築物等定着型屋外広告物等>

建築物等に定着させて表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件

共通事項

### 意匠・照明について

1. 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色を表示面の50%未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
2. 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。(緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。)
3. 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。(木屋町屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画に基づく。)
4. 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。(建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。)写真又は絵画の表示が認められる場合、表示面積は原則10㎡までとなります。

### 禁止事項

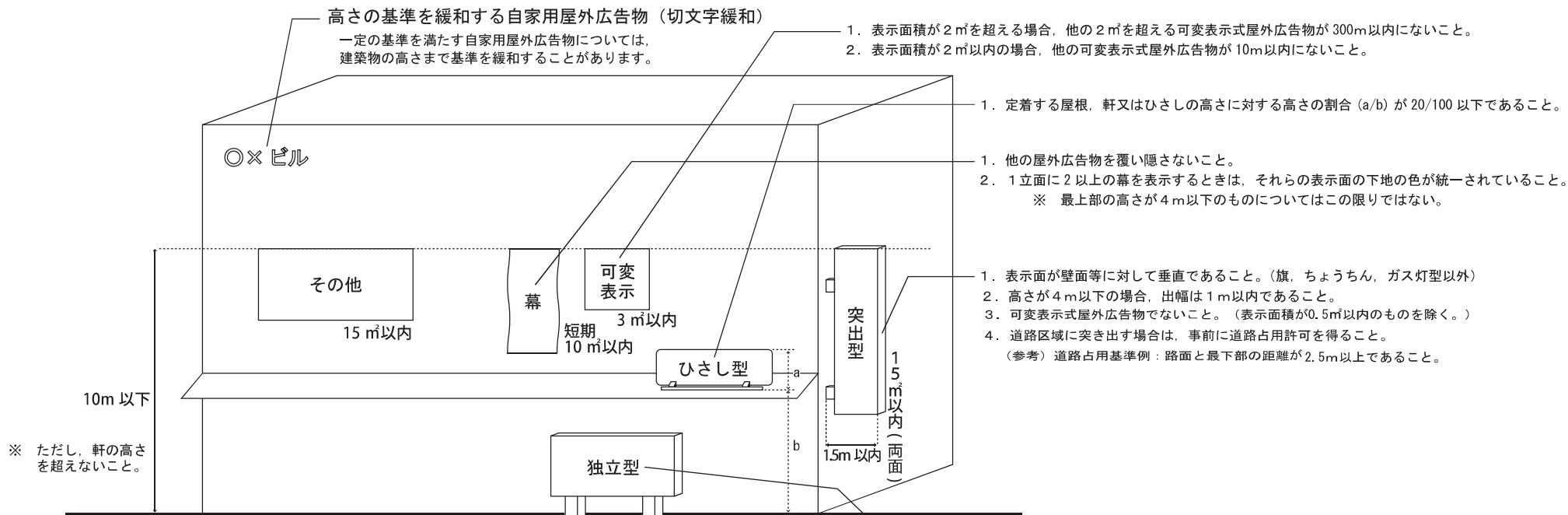
1. 屋上への表示・設置はできません。
2. 開口部と壁面にまたがってはいけません。(幕等を除きます。)
3. 開口部等を覆い隠してはいけません。(幕等を除きます。)
4. 壁面等からはみ出してはいけません。(突出型を除きます。)

1立面に表示する屋外広告物の...

表示率 20/100以下

### 高さの基準を緩和する自家用屋外広告物 (切文字緩和)

一定の基準を満たす自家用屋外広告物については、建築物の高さまで基準を緩和することがあります。



1. 建築物等から0.5m以内のものについては、総面積・表示率に算入する。

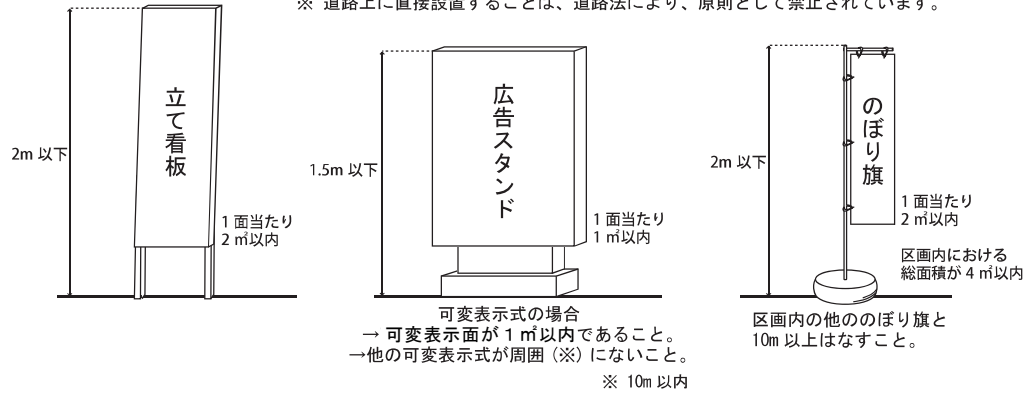
## 木屋町 特別規制地区の基準概要

屋外広告物特別規制地区

# 木屋町 特別規制地区の基準概要

## 屋外広告物規制区域

※ 道路上に直接設置することは、道路法により、原則として禁止されています。



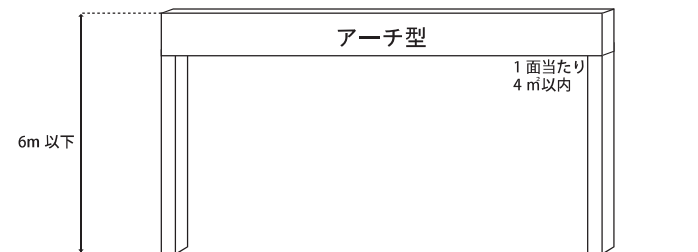
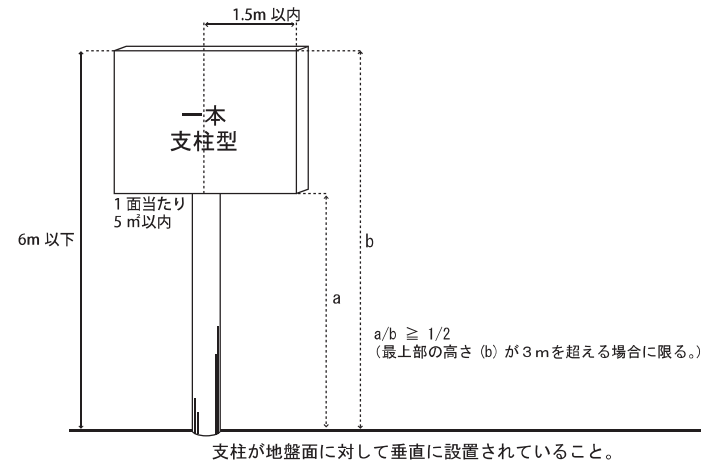
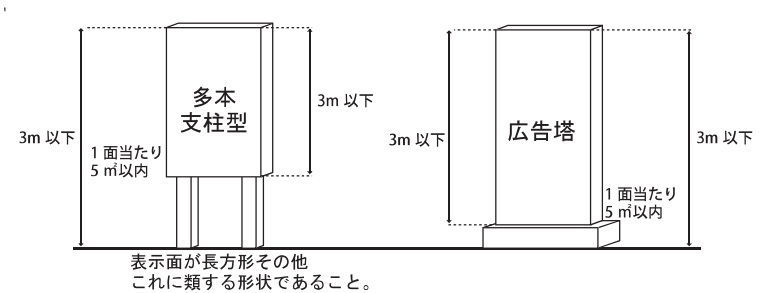
1区画に表示する独立型屋外広告物の...  
総面積 10m<sup>2</sup> 以内

1. 色彩については、マンセル値の彩度がRは6、その他の色相では8を超える色を表示面の50%未満まで使用することができます。その他の規制は、窓口で御相談ください。
2. 過度に強い光、フラッシュ式・ストロボ式・点滅式・可動式照明は設置できません。(緊急の用、警告及び交通規制のためのものはこの限りではありません。)
3. 照明装置が公共用空地から見えないこと。(木屋町屋外広告物等特別規制地区屋外広告物等景観整備計画に基づく。)
4. 写真又は絵画の使用はできるだけ避けてください。(建築物、景観等と調和する場合に限り認められる場合があります。)
5. 道路の通行に支障が生じないようにしてください。

### 共通事項

可変表示式の場合  
→ 可変表示面が 1m<sup>2</sup> 以内であること。  
→ 他の可変表示式が周囲 (※) にないこと。

※ 10m 以内



### <独立型屋外広告物等>

建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又は掲出物件